

商品であって使用しない軽自動車等の  
軽自動車税課税免除の手引き

彦 根 市

## 1 制度概要

中古車販売事業者が所有する、商品であって使用しない軽自動車等の軽自動車税について、一定の要件を満たす場合に課税を免除します。

※令和7年度以前の軽自動車税（種別割）は、課税免除の対象外です。

※前年度に課税免除を受けていた車両であっても、毎年申請が必要です。

## 2 対象車種

- ・四輪以上の軽自動車（被けん引車を除く）

## 3 要件

### （1）車両に対する要件

申請年度の4月1日現在において、次の要件をすべて満たしていること。

- ① 古物台帳等に記載し、販売を目的として所有・展示していること。
- ② 車両の所有者および使用者が、課税免除を受けようとする者と同一であること。
- ③ 車両取得時の走行距離数と申請年度の4月1日現在の走行距離数との差が100km未満であること。

※次に該当する車両は課税免除の対象になりません。

- ・リース車
- ・レンタカー等の貸付けを目的とする車両
- ・試乗または回送のために使用する車両
- ・社用車
- ・代車用車両
- ・営業用登録車等の事業用車両

### （2）中古車販売事業者に対する要件

申請年度の4月1日現在において、次の要件をすべて満たしていること。

- ① 古物営業法第3条第1項に規定する古物商の許可を受けていること。
- ② 市税等の滞納がないこと。

## 4 課税免除の方法

課税免除の要件に該当する車両の申請年度の軽自動車税について、税額のすべてを免除します。

※課税免除の申請があった場合は、毎年5月上旬に発送する軽自動車税納付書は送付しません。

## 5 申請の流れ

### (1) 申請

- 申請期間 … 4月1日 から 4月7日 まで
- 申請方法 … 電子申請

※右の二次元コードまたは下記 URL から「彦根市電子申請サービス」にお進みください。



[https://apply.e-tumo.jp/city-hikone-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=1716](https://apply.e-tumo.jp/city-hikone-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1716)

※同一の申請者が10台以上の車両を申請する場合は、申請前に税務課市民税係までご連絡ください。

※諸事情により電子申請サービスを利用することができない場合は、税務課市民税係までご連絡ください。

- 添付書類 …

① 自動車検査証（電子化された自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項）の写し

② 古物営業法第5条第2項に規定する古物商許可証の写し

③ 古物営業法第16条に規定する古物台帳等の写し

※申請する車両の記載箇所にマーカー等で目印をつけてください。

※車両番号、車台番号、車両取得時の走行距離数の記載があるものに限りです。

④ 申請する車両を展示していることが確認できる写真

※車両番号（ナンバープレート）が確認できるようにしてください。

⑤ 申請年度の4月1日現在における走行距離数が確認できる写真（走行距離メーター等）

### (2) 現地調査

4月中旬から5月下旬に、一般財団法人日本自動車査定協会による現地調査を実施します。

### (3) 商品軽自動車証明書の提出

以下のとおり「彦根市商品軽自動車証明書」を取得し、提出してください。

- 発行元 … 一般財団法人日本自動車査定協会 滋賀県支所

〒524-0104 守山市木浜町 2299 番地の 12（滋賀県自動車販売協会会館）

TEL：077-585-6161

- 発行期間 … 5月20日 から 5月31日 まで（平日 8時30分 から 17時 まで）

- 発行手数料 … 1台につき550円

- 提出期限 … 6月1日（郵送の場合は当日消印有効） まで

- 提出先 … 彦根市役所 税務課市民税係 軽自動車税担当（持込または郵送）

〒522-8501 彦根市元町4番2号

※メール、ファックスでの受付はできません。

## 6 決定（却下）通知

6月上旬に、以下のとおり通知します。

課税免除の申請があり、審査の結果、課税免除が決定した車両については、「彦根市商品軽自動車課税免除決定通知書」で通知します。

また審査の結果、課税免除をしないこととなった車両については、「彦根市商品軽自動車課税免除却下通知書」で通知し、軽自動車税納付書を送付します。

## 7 決定の取消し

課税免除の決定を受けた車両について、課税免除の事項に該当しない事実が判明した場合は、課税免除の決定を取消し、「彦根市商品軽自動車課税免除却下通知書」で通知します。

## 8 継続検査（車検）用納税証明書

令和5年1月から、軽自動車継続検査（車検）時の納税証明書の提出が原則不要になりました。課税免除の決定後に車検を受ける場合は、納付済（課税免除済）であることを車検依頼先にお伝えください。

なお、引き続き納税証明書の発行を希望する場合は、以下の窓口で発行することができます。

### 【発行窓口】

- ・彦根市役所債権管理課
- ・稲枝支所
- ・各出張所（鳥居本・河瀬・亀山・高宮）
- ・証明書発行コーナー（福祉センター内）

## 9 お問い合わせ先

### 彦根市役所 税務課市民税係

〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号

TEL：0749-22-1411（代表）内線 202～206

0749-30-6140（直通）